

## 県立日南病院 面会に関する規程

令和8年5月7日 県立日南病院運営会議承認

### (目的)

**第1条** 本規程は、入院患者の尊厳の保持、療養生活の質の向上及び円滑な退院支援に資することを目的とし、面会に関する基本的な考え方及び運用方法を定めるものとする。

### (基本方針)

**第2条** 当院は、感染症対策等の正当な理由がある場合を除き、面会を制限しないものとする。また、やむを得ず面会を制限する場合であっても、必要以上に厳格なものにならないよう配慮を行うものとする。

**2** 入院患者は、面会の可否や、入院している事実を第三者に開示することの希望について、随時申し出ることができるものとする。当院は患者本人の意思を最大限尊重し、申し出があった場合には必要な対応を行うものとする。

### (面会ルール)

**第3条** 面会者は、次の各号に掲げるルールを遵守しなければならない。また、本規程及び職員の指示を遵守できない場合は、面会の制限、退館指示、又は以降の面会を謝絶する場合がある。

#### (1) 面会可能な者

面会可能な者は、次のいずれも満たす者とする。

- ア 発熱、咳嗽、咽頭痛、腹痛、下痢等の感染症を示唆する症状がない者
- イ 過去10日以内にCOVID-19の罹患歴がない者
- ウ 過去5日以内にインフルエンザの罹患歴がない者
- エ 入院患者の親族、後見人、その他患者が面会を希望する者
- オ 高校生以上の者

#### (2) 面会時間

原則として14時から19時までとし、1回あたりの滞在時間は30分以内とする。

#### (3) 面会人数

原則として1回につき3名以内とする。

#### (4) 入館手続き

東玄関にて所定の面会届に記入・提出し、入館証を受け取ること。

#### (5) 同室者への配慮

多床室にて面会を行う場合は、大きな声で話さないなど同室の他の患者の療養環境に配慮すること。

## (6) 留意事項

- ア 入館前後及び病棟入室前後に、必ず手指消毒を行うこと。
- イ 院内では常にマスクを着用すること。
- ウ 院内では入館証を常時携行（首掛け）し、病棟ナースステーション受付にて面会に来た旨をクラーク又は看護師に申し出ること。
- エ 病室及び病棟患者用食堂での飲食はできないこと。
- オ 敷地内での飲酒・喫煙はできないこと。

## (7) 例外的な取り扱い

前各号の規定にかかわらず、患者の病状や緊急性に応じて、主治医または病棟師長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

## (面会制限)

**第4条** 以下の各号のいずれかに該当する場合は、患者及び家族等に周知した上で、面会の制限を行うことができる。なお、状況の変化に応じ、制限の緩和又は解除を適宜検討するものとする。

### (1) 感染対策上の必要により制限する場合

当院及び周辺地域の感染状況を踏まえたリスク評価に基づき、次の基準により決定する。なお、全病棟又は病棟単位の制限については、原則として院内感染症対策委員会が判断する。ただし、病棟単位の制限において緊急性が高いと認められる場合は、病棟師長の判断により実施することができる。

- ア 全病棟における制限：院内の複数病棟で同時に院内感染による陽性者が3名以上発生した場合、又は院内感染症対策委員会で必要とされた場合。
- イ 病棟単位での制限：同一病棟で同時期に院内感染による陽性者が3名以上発生した場合、又は病棟内での感染拡大リスクが高いと判断される場合。
- ウ 病室単位での制限：主治医が患者の病状や感染リスクを踏まえ、制限が必要と判断した場合。
- エ 個別の面会禁止：面会者が感染症と診断された場合、またはその疑いがある場合は、感染の恐れがなくなるまで面会を禁止する。

### (2) 診療及び医療安全上の理由により制限する場合

- ア 患者の病状が不安定な場合や、治療上の安静が必要な場合等、主治医が診療上必要と認めたときは、主治医の判断により面会を制限することができる。
- イ 感染症以外の医療安全上の理由により病院長が必要と認めたときは、病院長の判断により面会を制限することができる。

## 附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。